

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊伊丹駐屯地  
中部方面会計隊本部業務科長 加藤 江利菜

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5QF310500230		5QAG1AZ0009 0001					
品名 または 件名							
伊丹（7）仮設ユニットハウス設置等							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
中方総				陸上自衛隊 伊丹駐屯地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
防衛部訓練課 櫻木1曹（7152）				令和7年5月21日（水）～令和7年10月31日（金）			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

中部方面会計隊本部業務科事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。  
入札日時場所：令和7年5月21日（水）10時00分 会計隊 入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項  
次の各項目のすべての条件を満たす者
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
  - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
  - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
  - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
  - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
  - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
  - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者。
- 2 低入札価格調査について
  - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
  - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所  
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。  
**令和7年4月24日～令和7年5月20日（0815～1700）**  
**（土・日・祝日及び4月26日～5月7日の期間を除く）**
- 4 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
  - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
  - (2) 入札に関する条項に違反した入札
  - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 6 契約書等の作成
  - (1) 契約金額が50万円以上は契約書を作成する。
  - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項  
駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。
- 8 その他
  - (1) **郵便等による入札については、令和7年5月20日17時00分到着分までを有効とする。**  
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
  - (2) 電報・電話等による入札は認めない。
  - (3) **入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和7年5月20日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）**
  - (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。  
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
  - (5) **市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX可）**
  - (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧とされたい。
  - (7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
  - (8) 落札決定については総品目予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1  
陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：櫻井  
072-782-0001 内線(3422) FAX072-782-0035 (直通)  
(仕様書等に関する事項)  
陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面総監部 担当：櫻木  
072-782-0001 内線(7152)  
(土・日・祝日及び4月26日～5月7日の期間を除く)



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班  
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/mae/mafin/>に掲載。  
QRコードから公式サイトにアクセスできます。

# 伊丹（7）仮設ユニットハウス設置等

中部方面総監部防衛部訓練課

# 仕様書

- 1 件 名： 伊丹（7）仮設ユニットハウス設置等  
2 場 所： 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1（陸上自衛隊伊丹駐屯地）  
3 期 間： 契約締結日～令和7年10月31日（金）  
仮設ユニットハウスは令和7年7月31日（木）までに設置し、借上期間は、  
8月1日（金）～9月8日（月）までとする。

## 4 概 要：

区 分	概 要	数 量	備 考
仮設ユニットハウス①	S-1 約50㎡ ※設置、借上げ及び解体費等 含む費用	1式	詳細図面参照
仮設ユニットハウス②	S-1 約16㎡ ※設置、借上げ及び解体費等 含む費用		
仮設ユニットハウス③	S-1 約50㎡ ※設置、借上げ及び解体費等 含む費用		

## 5 一般仕様

本作業の仕様は、本仕様書によるほか、建築基準法等の定めるところによる。

また本作業を実施するにあたり、適用を受ける関係法令等（条例を含む。）を遵守し、材料の選定、品質性能の確保、工法の選定、検査等を行うものとする。

## 6 一般事項

- 本作業は、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に準じ、丁寧かつ確実に実施するものとする。
- 「監督官」とは、官側の監督職員とし、「請負者」とは当該工事請負契約の請負者又は契約書等の規定により定められた現場代理人をいう。
- 作業に際し、本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議し、また軽微な変更に対し請負金額の変更はしないものとする。
- 着工に先立ち工程表及び仮設プレハブ設計図を作成し、監督官の承諾を受けるものとする。
- 現場管理・安全管理
  - 請負者は、作業の実施によって部隊等の施設に対し損害を与えた場合は、損害の事項に対して現状復旧する。
  - 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理するものとする。
  - 現場代理人は管理能力を有する者とし、設計図書に基づく工程の管理、作業状況の検査及び材料の試験等および、作業員への作業工程の周知等を行なう。
  - 現場は、常に整理整頓を心がけ、必要に応じ清掃等を実施するものとする。

オ 請負者は、作業条件を関係者に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施するものとする。

カ 作業に際し、既設部分への養生等が必要と思われる箇所については、適切な養生を実施すること。

## (6) 電気・水道・火気等の使用について

ア 施工に必要な電気・水については、監督官に申し出て監督官の許可する範囲において有料で利用できるものとする。

イ 原則、作業エリアでの火気使用は厳禁とする。使用する場合は、あらかじめ監督官に申し出て、協議した後、指定した場所において使用するものとする。

## (7) 作業エリア以外への立ち入り及び指定場所以外での喫煙を禁止する。

(8) 作業の着手、取替及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を請負者の負担により直ちに行うこと。

関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査に必要な資器材、労務等を提供すること。

## 7 発生材の処理

産業廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処分する。

産業廃棄物の収集・運搬又は処分を委託する場合は、最終処分が終了したことを確認できる書類を提出すること。（電子マニフェストも可とする。）

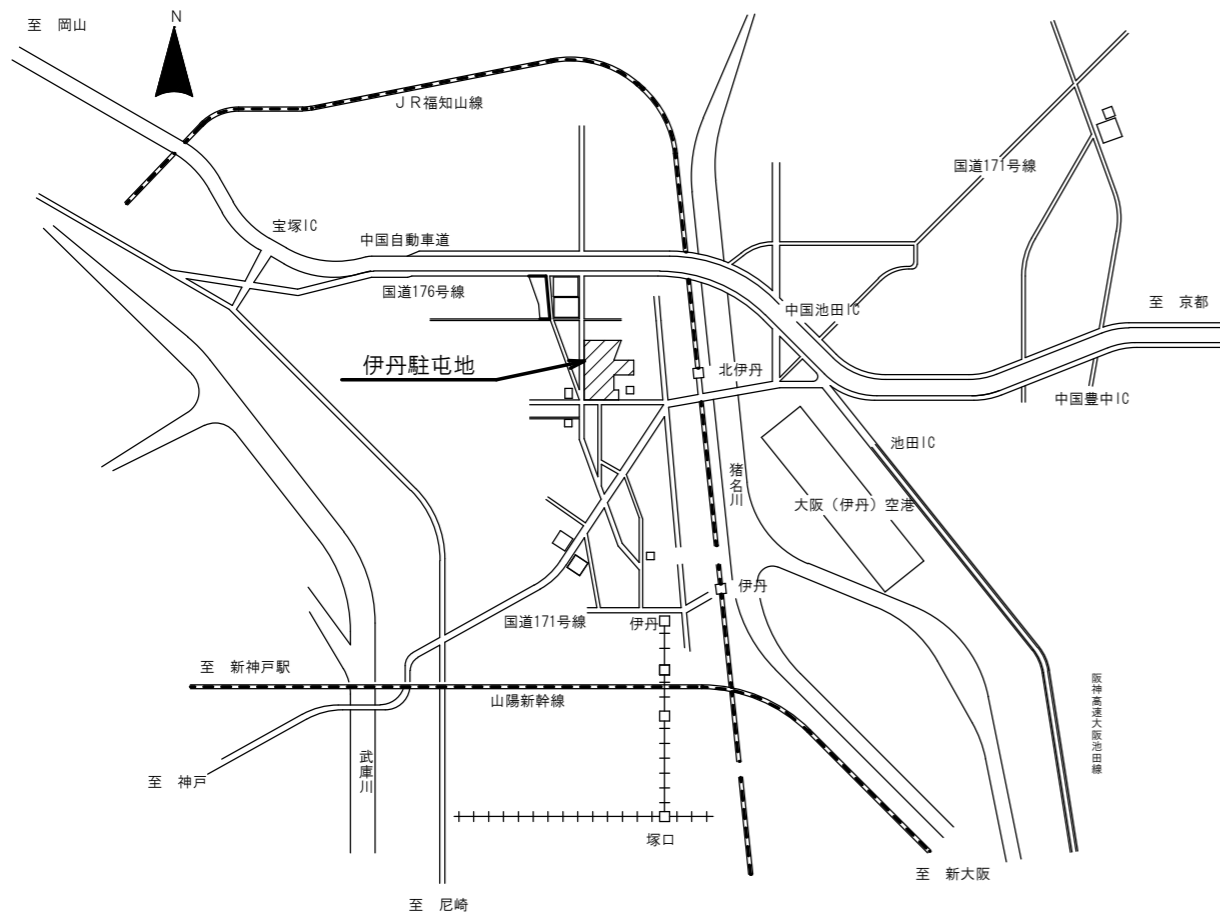
## 8 提出書類

- 工程表（契約後すみやかに）
- 着工届（着工前）
- 竣工届（竣工後すみやかに）
- 写真（カラー印刷し、アルバム等に整理して提出すること。作業前、作業中、作業後、その他監督官が指示する箇所を撮影すること。）
- 材料承認図等（機器製作図、試験成績書等、メーカーカタログ等）
- その他監督官が指示したもの

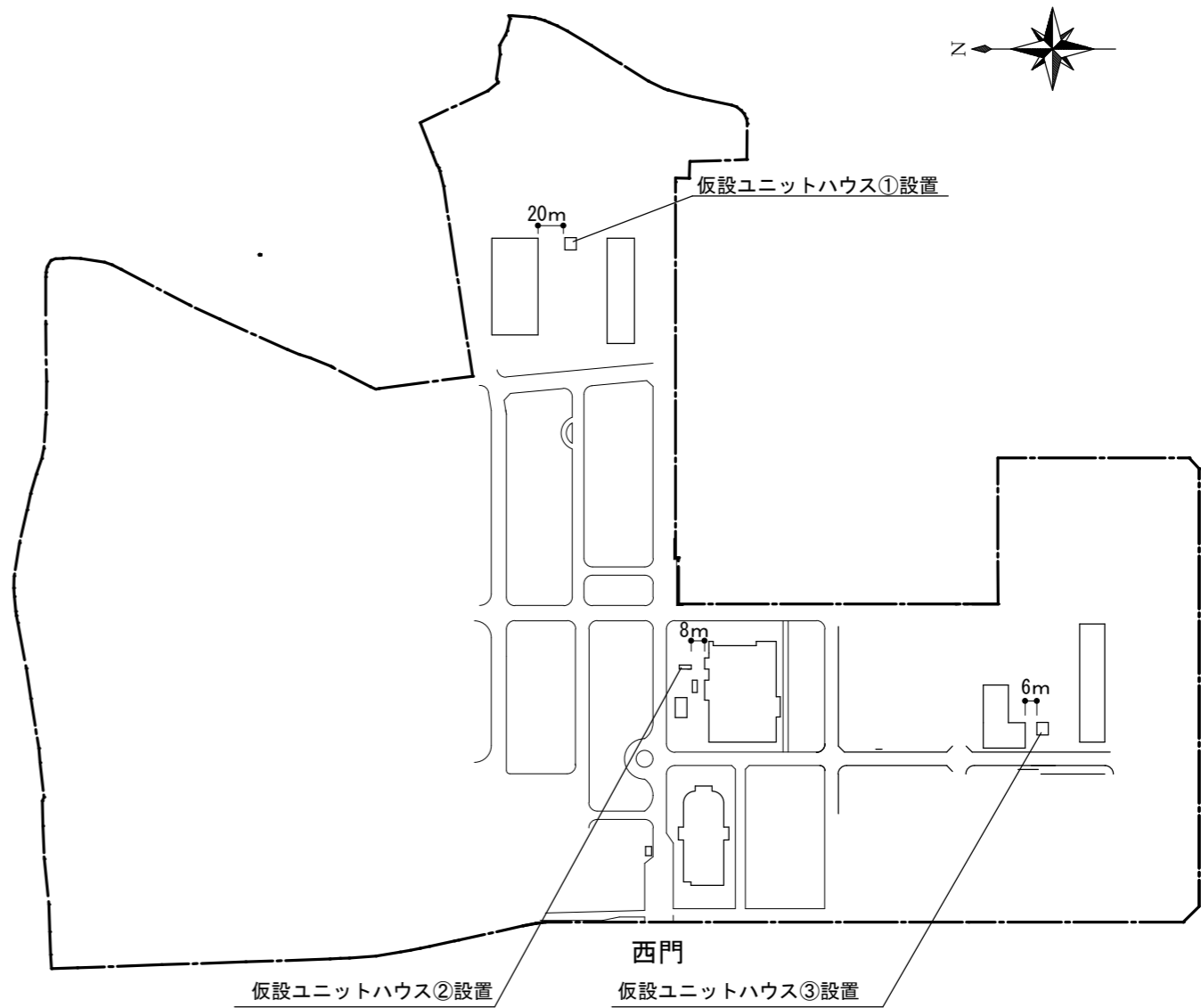
## 9 検 査

現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査を受け、合格を以て、作業完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け合格を以て作業完了とする。

件 名	伊丹(7)仮設ユニットハウス設置等	図 番
	伊丹駐屯地業務隊 管理科 営繕班	

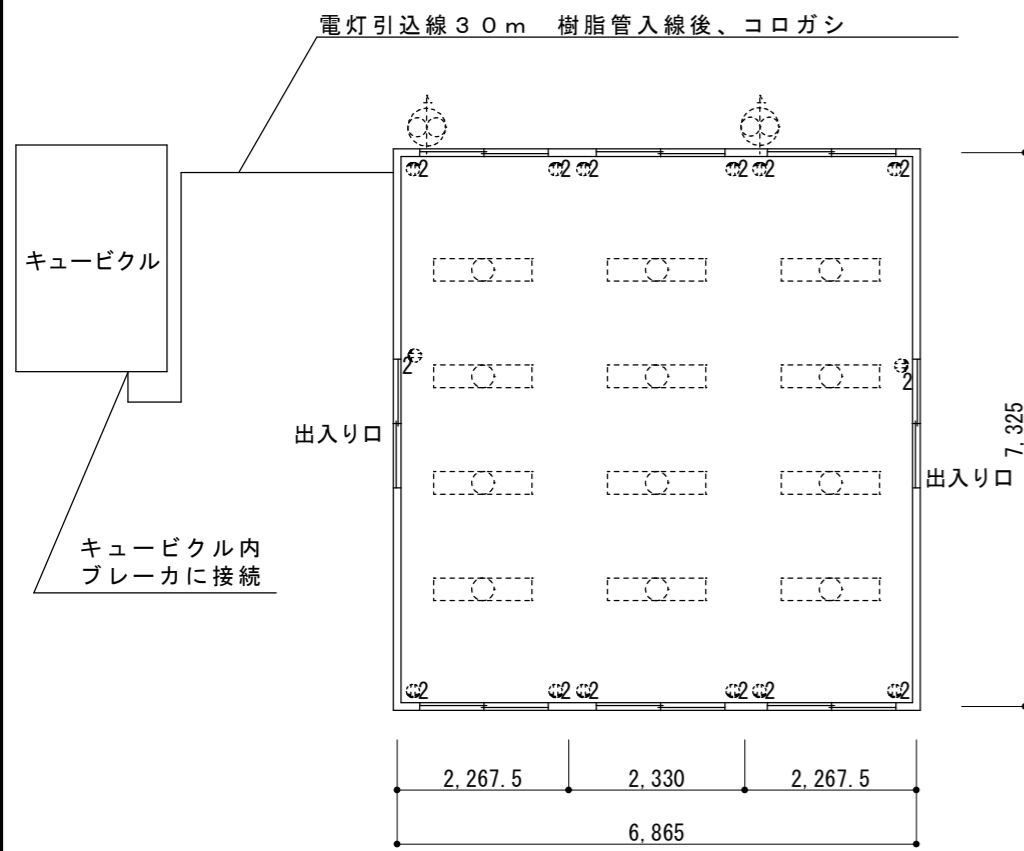


駐屯地案内図 S : NS



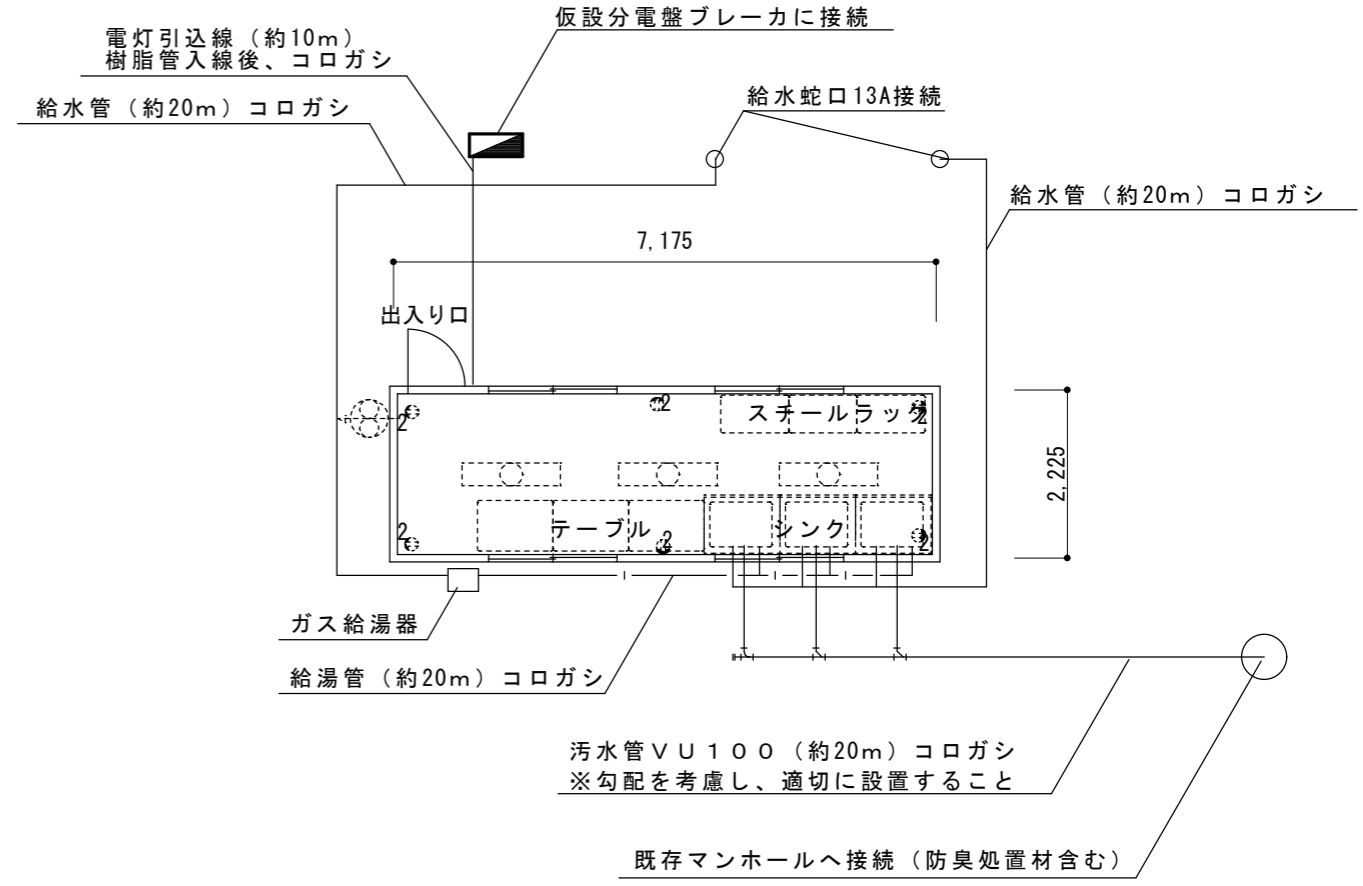
駐屯地配置図 S : NS

### 仮設ユニットハウス①設置概要



延床面積 7.325 × 6.868 = 50.29㎡

### 仮設ユニットハウス②設置概要



延床面積 7.175 × 2.225 = 15.96㎡

#### 仮設ユニットハウス① (事務所仕様)

- 1 仮設事務所は計画通知手続きを含み実施するものとする。
- 2 仮設事務所の基礎掘削は現地盤から0.5m以内厳守で作業できる構造で施工する。
- 3 仮設食器洗浄室の借上げ期間は下記期間を見込むものとする。  
令和7年8月1日(金)～令和7年9月8日(月)
- 4 内装、電気設備(ブレーカー、照明、コンセント、換気扇等)はメーカー標準仕様とし、建具は出入口2箇所を図示位置に設置するものとする。
- 5 出入口には、踏台、庇及び照明を設置するものとする。
- 6 粉末ABC消火器10型を1本以上設置するものとする。
- 7 仮設事務所エアコン(2馬力)3台を適切な場所に設置するものとする。
- 8 仮設事務所用の窓にはブラインド、出入口には遮光カーテンを取付するものとする。
- 9 仮設事務所用の電灯引込線を本設置に含み作業ものとする。  
電源接続場所は、既存キュービクル内ブレーカに接続(距離約30m)
- 10 雨樋から排出される雨水は、VU管(50A 長さ約40m)により、側溝等へ流すこと。
- 11 仮設事務所に次の備品等を設置するものとする。  
工場扇×2台
- 12 電力計量のため、電力メーターを仮設事務所に設置すること。
- 13 屋外に防水型コンセント2個(ブレーカー回路含む)設置すること。

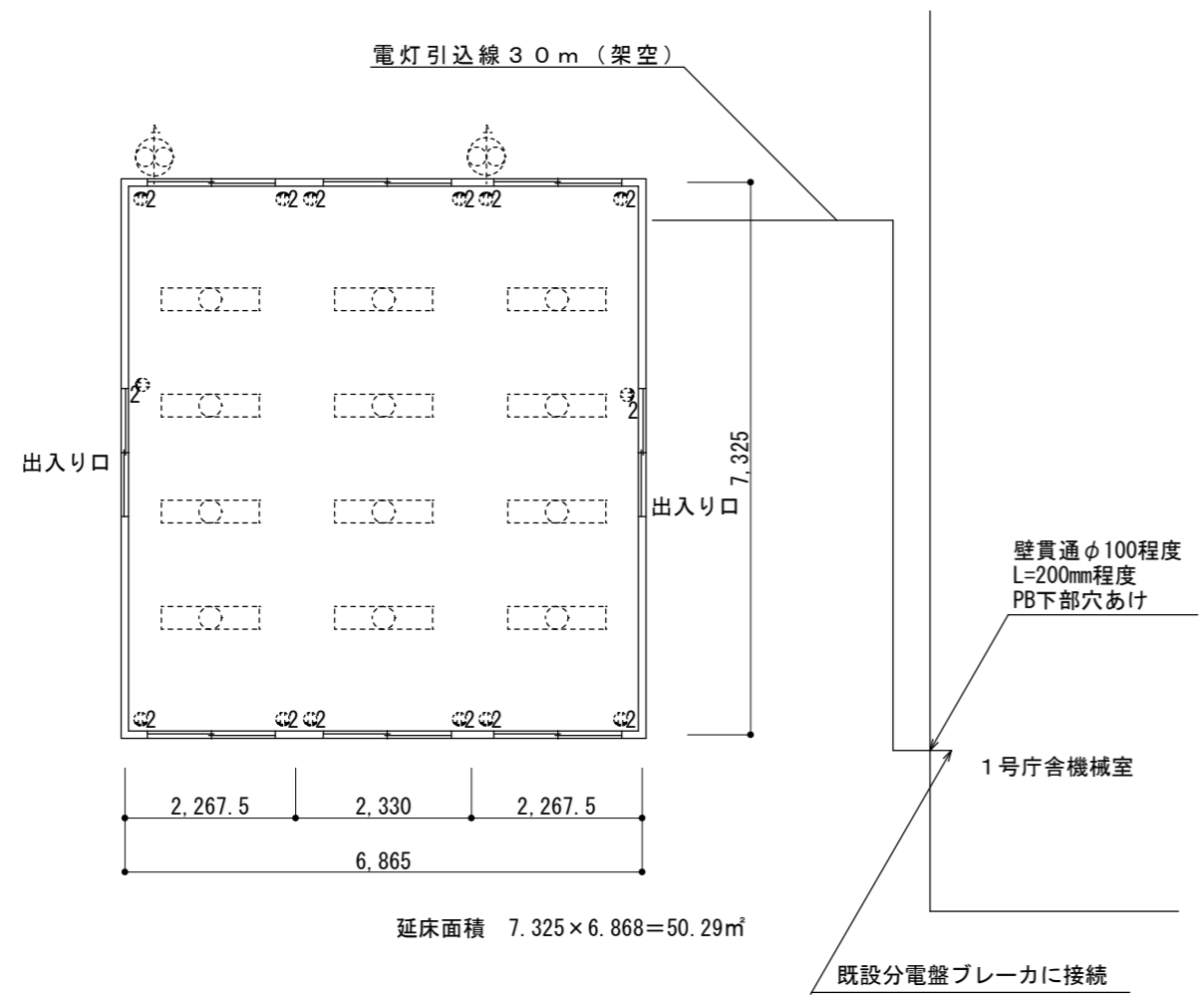
※縺ナガワ SH-HP74仕様と同等

#### 仮設ユニットハウス② (食器洗浄仕様)

- 1 仮設食器洗浄室は計画通知手続きを含み実施するものとする。
- 2 仮設食器洗浄室の基礎掘削は現地盤から0.5m以内厳守で作業できる構造で施工する。
- 3 仮設食器洗浄室の借上げ期間は下記期間を見込むものとする。  
令和7年8月1日(金)～令和7年9月8日(月)
- 4 内装、電気設備(ブレーカー、照明、コンセント、換気扇等)はメーカー標準仕様とし、建具は出入口1箇所を図示位置に設置するものとする。
- 5 出入口には、踏台、庇及び照明を設置するものとする。
- 6 粉末ABC消火器10型を2本以上設置するものとする。
- 7 仮設食器洗浄室にエアコン(1馬力)2台を適切な場所に設置するものとする。
- 8 仮設食器洗浄室用の窓にはブラインド、出入口には遮光カーテンを取付するものとする。
- 9 仮設食器洗浄室用の電灯引込線を本設置に含み作業ものとする。  
電源接続場所は、既存分電盤内ブレーカに接続(距離約10m)
- 10 給水管、排水管、給湯管、ガス設備を本設置に含み作業ものとする。
- 11 雨樋から排出される雨水は、VU管(50A 長さ約10m)により、側溝等へ流すこと。
- 12 仮設食器洗浄室に次の備品等を設置するものとする。  
シンク1槽型1台、シンク2槽型1台、テーブル(1500×750)×2台  
スチールラック(W900×D450×H1800)×3台、スポットクーラー(1馬力)×2台  
工場扇×4台、ガス給湯器(20号、給湯温度70～80℃)×1台  
ガスボンベ20kg×2本(感震装置、集合装置付き)
- 13 屋外に防水型コンセント2個(ブレーカー回路含む)設置すること。

※縺ナガワ SH-H6仕様と同等

### 仮設ユニットハウス③設置概要



延床面積 7.325 × 6.865 = 50.29㎡

壁貫通φ100程度  
L=200mm程度  
PB下部穴あけ

1号庁舎機械室

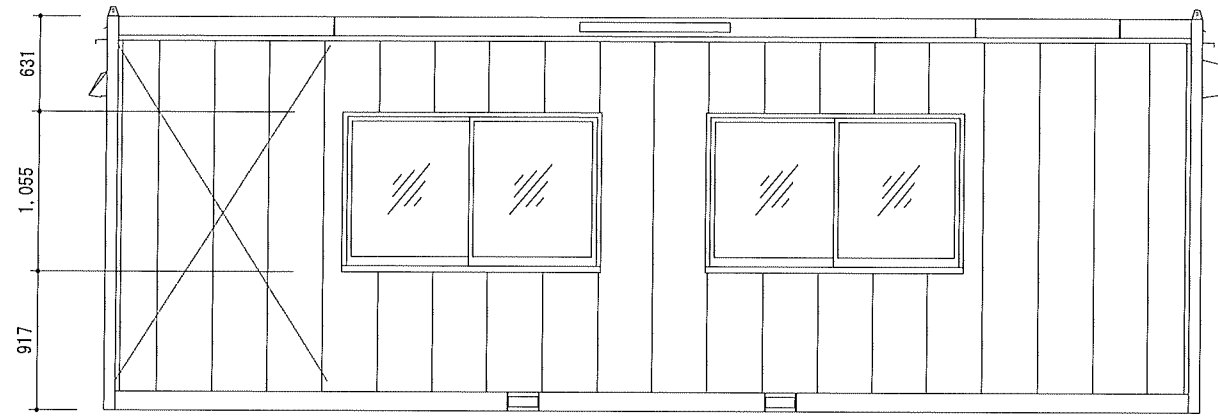
既設分電盤ブレーカに接続

#### 仮設ユニットハウス③（事務所仕様）

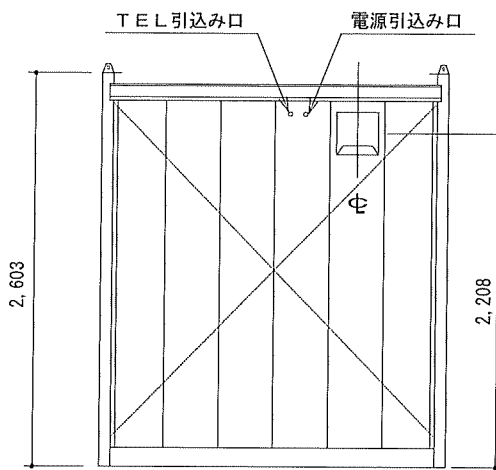
- 1 仮設事務所は計画通知手続きを含み実施するものとする。
- 2 仮設事務所の基礎掘削は現地盤から0.5m以内厳守で作業できる構造で施工する。
- 3 仮設食器洗浄室の借上げ期間は下記期間を見込むものとする。  
令和7年8月1日（金）～令和7年9月8日（月）
- 4 内装、電気設備（ブレーカー、照明、コンセント、換気扇等）はメーカー標準仕様とし、建具は出入口2箇所を図示位置に設置するものとする。
- 5 出入口には、踏台、庇及び照明を設置するものとする。
- 6 粉末ABC消火器10型を1本以上設置するものとする。
- 7 仮設事務所エアコン（2馬力）3台を適切な場所に設置するものとする。
- 8 仮設事務所用の窓にはブラインド、出入口には遮光カーテンを取付するものとする。
- 9 仮設事務所用の電灯引込線を本設置に含み作業ものとする。
- 10 電源接続場所は、既存建物機械室分電盤内ブレーカに接続（距離約30m）  
雨樋から排出される雨水は、VU管（50A 長さ約20m）により、側溝等へ流すこと。
- 11 仮設事務所に次の備品等を設置するものとする。  
工場扇×2台
- 12 電力計量のため、電力メーターを仮設事務所に設置すること。
- 13 屋外に防水型コンセント2個（ブレーカー回路含む）設置すること。

※(株)ナガワ SH-HP74仕様と同等

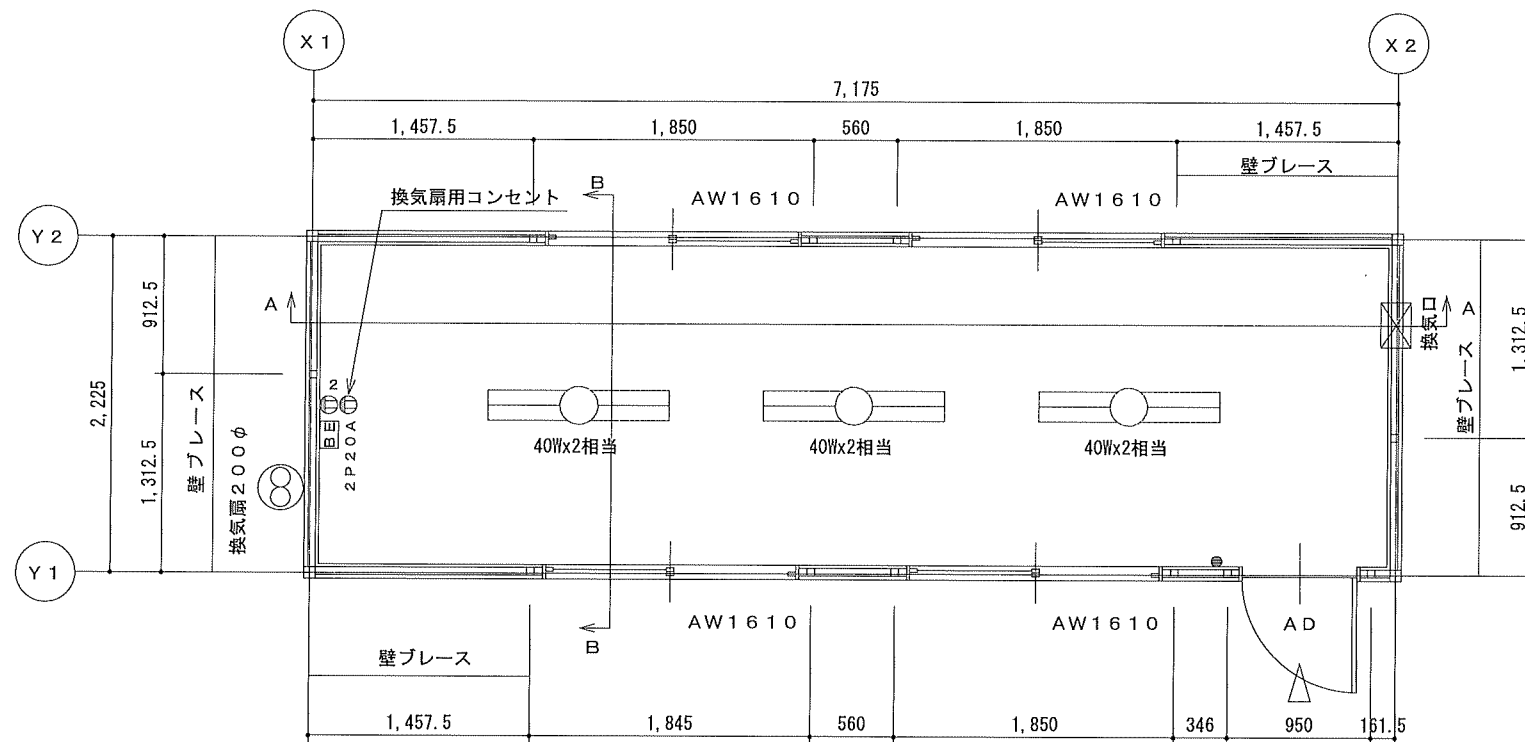
7,175 × 2,225 = 15.96m<sup>2</sup>



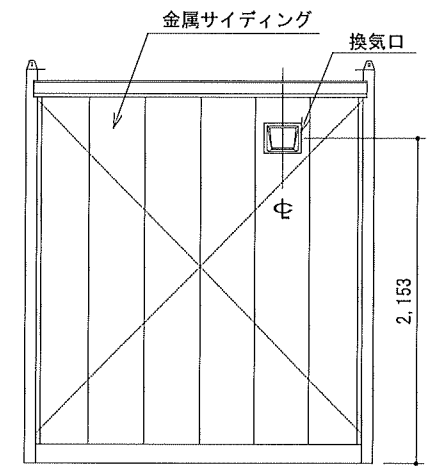
Y2 立面図 S=1/50



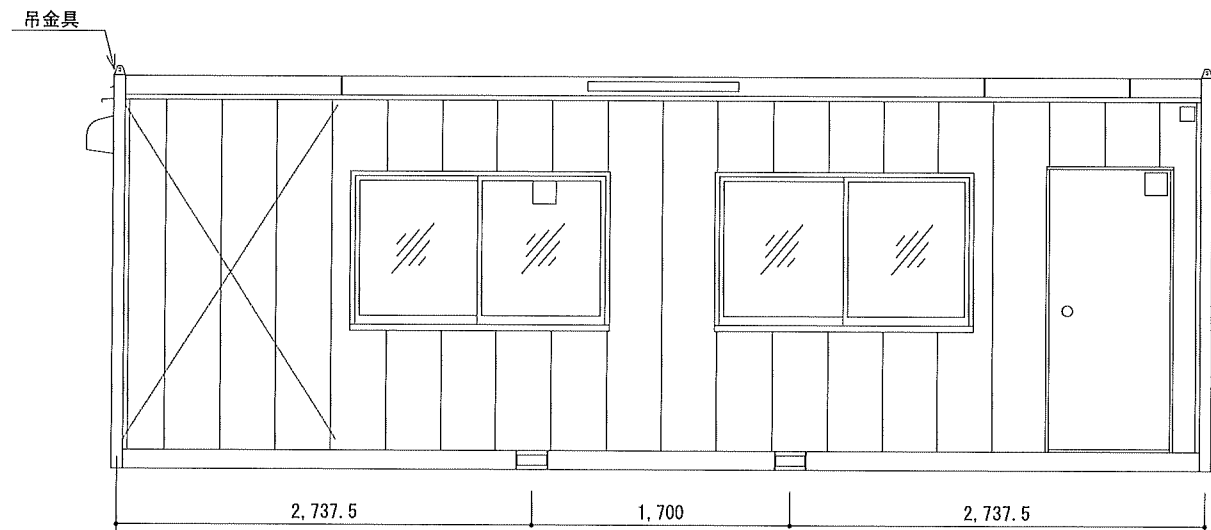
X1 立面図 S=1/50




平面図 S=1/50



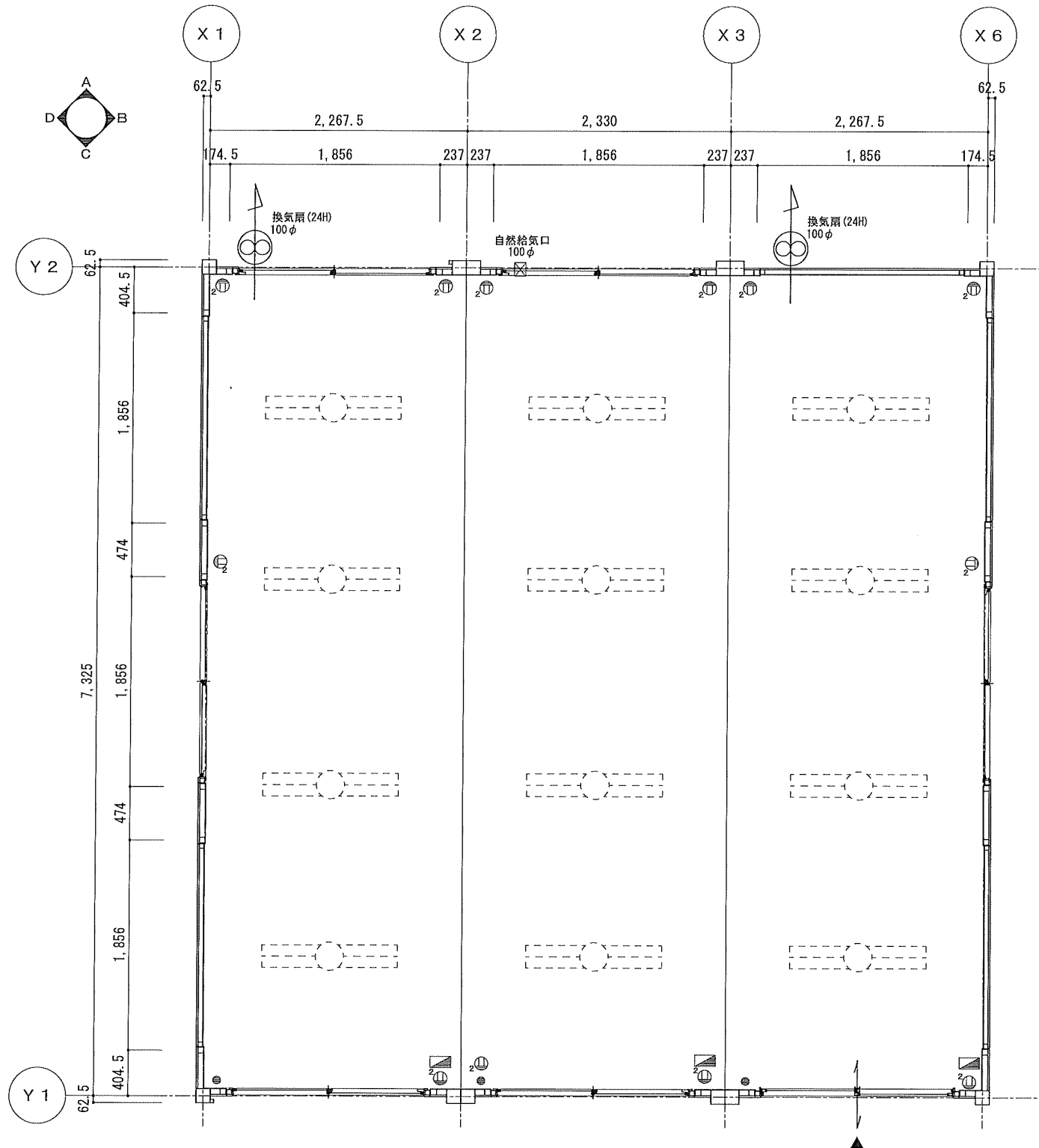
X2 立面図 S=1/50




Y1 立面図 S=1/50

訂正履歴	4	*****	*****	営業	検図	検図	製図	 株式会社 ナガワ 【西宮展示場】	工事名称	型式	SH-H6型【営業図】	作成日	2019/05/15	図面番号
	3													
	2			阿部	***	***	***							
	1													
										図面名称	平面図・立面図	縮尺	1/50・1/20	SH-H6-01

7,325 × 6.865 = 50.29m<sup>2</sup>



訂 正 履 歴	1		承認	検図	設計	製図	 株式会社 ナガワ	工事名称	型式	作成日	図面番号	
	2		**	**	**	**			SH-HP74型3連棟	2025/03/17		A-00*
	3								図面名称	縮尺		
								平面図	1/50			



